

顧問及び参与について

職名	今回案 2023.6.21.～2025.6.(定時総会終結時)		前回 2021.6.19.～2023.6.21.	
	氏名	施設名	氏名	施設名
名誉会長	—	—	—	—
顧問	菊岡 正和	神奈川県医師会	菊岡 正和	神奈川県医師会
〃	足立原 崇	神奈川県健康医療局	山田 健司	神奈川県健康医療局
〃	遠山 慎一	横浜保土ヶ谷中央病院	遠山 慎一	横浜保土ヶ谷中央病院
〃	明石 勝也	聖マリアンナ医科大学	数野 隆人	藤沢脳神経外科病院
顧問兼参与	別所 隆	日本鋼管病院	別所 隆	日本鋼管病院
〃	玉井 拙夫	神奈川県予防医学協会	玉井 拙夫	神奈川県予防医学協会
〃	仙賀 裕	茅ヶ崎市立病院・日本病院会	仙賀 裕	茅ヶ崎市立病院・日本病院会
—	—	—	明石 勝也	聖マリアンナ医科大学
参与	荒木 洋	—	荒木 洋	古川病院

○公益社団法人神奈川県病院協会定款

第29条 (名誉会長、顧問及び参与)

この法人に、名誉会長並びに20名以内の顧問及び参与を置くことができる。

- 2 名誉会長は、理事会の承認を経て、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、この法人に功労のある者又は学識経験者の中から、理事会の承認を経て、会長が委嘱する。
- 4 参与は、学識経験者の中から、理事会の承認を経て、会長が委嘱する。
- 5 顧問及び参与の任期は、役員任期規定を準用する。
- 6 名誉会長及び顧問は、会長の諮問に応え、意見を述べることができる。
- 7 参与は、会長の要請により理事会等会議に出席し意見を述べるができる。  
ただし、決議に加わることはできない。
- 8 名誉会長、顧問及び参与は無報酬とする。
- 9 顧問及び参与には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。